

広島県訓令第6号

本 庁
地 方 機 関

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

第一条 広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第322号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 (略) 一―十二 (略) 十三 デジタル県庁推進担当課長 職の設置規則別表第一号の表職名の欄に掲げるデジタル県庁推進担当課長をいう。 十四 交通対策担当課長 職の設置規則別表第一号の表職名の欄に掲げる交通対策担当課長をいう。 十五 高等教育担当課長 職の設置規則別表第一号の表職名の欄に掲げる高等教育担当課長をいう。 十六 (略) 十七 医療機能強化担当課長 職の設置規則別表第一号の表職名の欄に掲げる医療機能強化担当課長をいう。 十八 (略) 十九 建設DX担当課長 職の設置規則別表第一号の表職名の欄に掲げる建設DX担当課長をいう。 二十―二十三 (略) 第七条 (副知事の専決事項) 第七条 (略) 一―十二 (略) 十三 予定価格七千万円以上の公有財産、物品及び債権並びに基金（以下「財産」という。）の取得及び処分 十四 予定貸貸料又は使用料の年額又は総額一千万円以上の財産（物品を除く。）の貸借又は使用許可 第八条 (局長、課長等の専決事項) 第八条 (略) 2―5 (略) 6 担当課長、政策監、審理監、デジタル県庁推進担当課長、交通対策担当課長、高等教育</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 一―十二 (略) 十三 大学教育振興担当課長 職の設置規則別表第一号の表職名の欄に掲げる大学教育振興担当課長をいう。 十四 (略) 十五 (略) 十六―十九 (略) 第七条 (副知事の専決事項) 第七条 (略) 一―十二 (略) 十三 予定価格七千万円以上の財産の取得及び処分 十四 予定貸貸料又は使用料の年額又は総額一千万円以上の財産の貸借又は使用許可 第八条 (局長、課長等の専決事項) 第八条 (略) 2―5 (略) 6 担当課長、政策監、審理監、大学教育振興担当課長、新型コロナウイルス感染症対策担</p>

7-10 (略)

別表第二(第八条関係)

局長専決事項	課長専決事項
<p>十一 十二 (略)</p> <p>十三 予定価格七千万円未満の財産(物品を除く。)の取得及び処分</p> <p>十四 予定価格七千万円未満の物品の取得及び処分(収支の原因となる行為について決裁を経たものの物品の購入、売払い及び会計管理部長が別に指定する借入れの契約に関する事務を除く。)</p> <p>十五 予定価格一千万円以上の物品及び占有財産の管理及び出納通知(収支の原因となる行為について決裁を経たものの物品の修繕の契約に関する事務を除く。)</p> <p>十六 (略)</p> <p>十七 予定賃貸料又は使用料の年額又は総額が七百万円未満の財産(物品を除く。)の賃貸借及び使用許可(五千平方メートル未満のものに限る。)</p> <p>十八 二十九 (略)</p>	<p>二十一 二十五 (略)</p> <p>二十六 予定価格二千万円未満の財産(物品を除く。)の取得及び処分</p> <p>二十七 予定価格二千万円未満の物品の取得及び処分(収支の原因となる行為について決裁を経たものの物品の購入、売払い及び会計管理部長が別に指定する借入れの契約に関する事務を除く。)</p> <p>二十八 予定価格二千万円未満の物品及び占有財産の管理及び出納通知(収支の原因となる行為について決裁を経たものの物品の修繕の契約に関する事務を除く。)</p> <p>二十九 (略)</p> <p>三十 予定賃貸料又は使用料の年額又は総額が三百万円未満の財産(物品を除く。)の賃貸借及び使用許可(三千平方メートル未満のものに限る。)並びに財産(物品を除く。)の賃貸借及び使用許可の更新</p> <p>三十一 寄附受納(物品を除く。)の諾否の決定</p> <p>三十二 五十三 (略)</p>

別表第三(第八条関係)

局課の区分	局長専決事項	課長専決事項
-------	--------	--------

当課長、ため池・農地防災担当課長及び経営企画監は、その所掌に属する事務のうち、第一項の規定により、課長限りで専決することができる事項について専決することができる。

7-10 (略)

別表第二(第八条関係)

局長専決事項	課長専決事項
<p>十一 十二 (略)</p> <p>十三 予定価格七千万円未満の財産の取得及び処分</p>	<p>二十一 二十五 (略)</p> <p>二十六 予定価格二千万円未満の財産の取得及び処分</p>

別表第三(第八条関係)

局課の区分	局長専決事項	課長専決事項
-------	--------	--------

十四 (略)

十五 予定賃貸料又は使用料の年額又は総額が七百万円未満の財産の賃貸借及び使用許可(五千平方メートル未満のものに限る。)

十六 二十七 (略)

十七 二十七八 予定賃貸料又は使用料の年額又は総額が三百万円未満の財産の賃貸借及び使用許可(三千平方メートル未満のものに限る。)並びに財産の賃貸借及び使用許可の更新

二十九 寄附受納の諾否の決定

三十一 五十一 (略)

		産局 農林水 (略)	農林水 (略)	(略)	
就農支 援課 二 (一) (三) (略)		産局 農林水 (略)	農林水 (略)	(略)	
就農支 援課 二 (一) (三) (略)		産局 農林水 (略)	農林水 (略)	(略)	(二) 第十一 条の規 定によ る民生 委員 解職の 具申
七 (一) (三) (略)	二一六 (略)	産局 農林水 (略)	農林水 (略)	(略)	
四 第八 条第三 項の規 定による 農地中 間管理 事業の 実施に 関する 規程の 策定及 び	二一六 (略) 七 (略) (一) (三) (略) 四 第八 条第三 項の規 定による 農地中 間管理 事業の 実施に 関する 規程の 策定及 び	産局 農林水 (略)	農林水 (略)	(略)	九 七・八 (略) 消費生活協同組 合法(昭和二十三 年法律第二百三 附則第二百三 項の規定によりな おその効力を有す るものとされる産 業組合法(明治三 十三年法律第二十 四号)に基づく地 方長官の権限のう ち、次に掲げるも の (一) 第七十三 条ノ 二の規定による 清算人の選任 (二) 農村負債整理 組合法(昭和八 年法律第二十一 号)第二十四 条ノ二の規定によ る仮理事の選任

		産局 農林水 (略)	農林水 (略)	(略)	
就農支 援課 二 (一) (三) (略)		産局 農林水 (略)	農林水 (略)	(略)	
就農支 援課 二 (一) (三) (略)		産局 農林水 (略)	農林水 (略)	(略)	
七 (一) (三) (略)	二一六 (略)	産局 農林水 (略)	農林水 (略)	(略)	
四 第八 条第三 項の規 定による 農地中 間管理 事業	二一六 (略) 七 (略) (一) (三) (略)	産局 農林水 (略)	農林水 (略)	(略)	七・八 (略) の認可 による定 款の変更 の認可

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	ため池 ・農地 防災担 当課長	(略)	三 略 四一六 (略)	八 略 六一九 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	五 第八條第五項 の規定による農 地中間管理事業 の実施に関する 規程の変更命令
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第四（第八條関係）

グループリーダーの専決事項				
一一一	予定価格五十万円未満の物品の取得及び処分（収支の原因となる行為について決裁を経たものの物品の購入、売払い及び会計管理部長が別に指定する借入れの契約に関する事務を除く。）（別表第一に掲げる幹事課のうち、局長が指定するグループのリーダーに限る。）	(略)	(略)	(略)
十二	予定価格五十万円未満の物品及び占有動産の管理及び出納通知（収支の原因となる行為について決裁を経たものの物品の修繕の契約に関する事務を除く。）	(略)	(略)	(略)
十四・十五	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	ため池 ・農地 防災担 当課長	(略)	三 略 六一八 (略)	八 略 四一七 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	五 第八條第 五項の規定 による農地 中間管理事 業の実施に 関する規程 の変更命令
(略)	(略)	(略)	(略)	一 農業用ため池の 管理及び保全に 関する法律第八條第 三項の規定による 協議

別表第四（第八條関係）

グループリーダーの専決事項				
一一一	予定価格五十万円未満の物品の取得及び処分（収支の原因となる行為について決裁を経たものの物品の購入、売払い及び会計管理部長が別に指定する借入れの契約に関する事務を除く。）（別表第一に掲げる幹事課のうち、局長が指定するグループのリーダーに限る。）	(略)	(略)	(略)
十三	物品の出納通知	(略)	(略)	(略)
十四・十五	(略)	(略)	(略)	(略)

第二条 広島県決裁規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第六（第十一條関係）			
専決者 (略)	専決事項 (略)	専決者 (略)	専決事項 (略)
西部保健所長及び び東部保健所長	一一七 (略)	西部保健所長及び び東部保健所長	一一七 (略)
八 (略)	(略)	八 (略)	(略)
(一) 第四十條の五第六項の規定 による再生医療等製品の販売 業の許可の更新	(略)	(一) 第四十條の五第四項の規定 による再生医療等製品の販売 業の許可の更新	(略)
(二) 第四十條の五第六項の規定 による再生医療等製品の販売 業の許可の更新	(略)	(二) 第四十條の五第四項の規定 による再生医療等製品の販売 業の許可の更新	(略)
(三) 一五 (略)	(略)	(三) 一五 (略)	(略)

(略)	<p>(六) 第六十九條第六項の規定による報告の徴取、立入検査、質問及び収去（再生医療等製品の販売業に係るものに限る。）</p> <p>(七) 第七十二條の五第一項の規定による違反広告に係る措置命令等（公示を除く。）</p> <p>(八) 第九十六條（略）</p>
(略)	<p>(六) 第六十九條第五項の規定による報告の徴取、立入検査、質問及び収去（再生医療等製品の販売業に係るものに限る。）</p> <p>(七) 第七十二條の五第一項の規定による中止等措置命令</p> <p>(八) 第九十六條（略）</p>

附 則

この訓令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 令和三年四月一日
- 二 第二条の規定 令和三年八月一日